

なにわ橋駅避難確保・浸水防止計画

平成 24 年 2 月 17 日制定
平成 24 年 5 月 17 日改正
平成 27 年 3 月 30 日改正
2024 年 7 月 1 日改正

第 1 部 総則

1. 計画の目的

この計画は、水防法第 15 条の 2 第 1 項に基づき、地下駅構内において洪水等による浸水および南海トラフ地震に伴い発生する津波（津波においては、水防法第 15 条の 2 第 1 項を準用）から滞在するお客さま及び従業員の安全を確保するために必要な措置に関する計画を作成し、円滑な避難誘導および浸水の防止を図ることを目的とする。

2. 計画の対象区域

(1) なにわ橋駅構内を中心とした範囲とする。[別図一 1 (1) (2) (3) (4)]

(2) 駅出入口防災設備設置個所（止水板）

設置個所	種別	保管場所	備考
1 号	止水板（跳ね上げ式）	現地（レバーはなにわ橋駅事務所）	営業推進部
2 号	止水板（跳ね上げ式）	現地（レバーはなにわ橋駅事務所）	営業推進部
3 号	止水板（跳ね上げ式）	現地（レバーはなにわ橋駅事務所）	営業推進部
4 号	止水板（跳ね上げ式）	現地（レバーはなにわ橋駅事務所）	営業推進部

(3) 接続施設の防災設備設置状況（止水板）

設置個所	種別	保管場所	備考
西スロープ	せき板	出入口建屋内	駐輪場（経営企画部）
東スロープ	せき板	出入口建屋内	駐輪場（経営企画部）

3. 計画の適用範囲

この計画は、京阪電気鉄道株式会社なにわ橋駅に勤務する全ての者に適用する。

また、災害発生時においては、お客さまの避難誘導および浸水対策を行うものとする。

4. 浸水想定

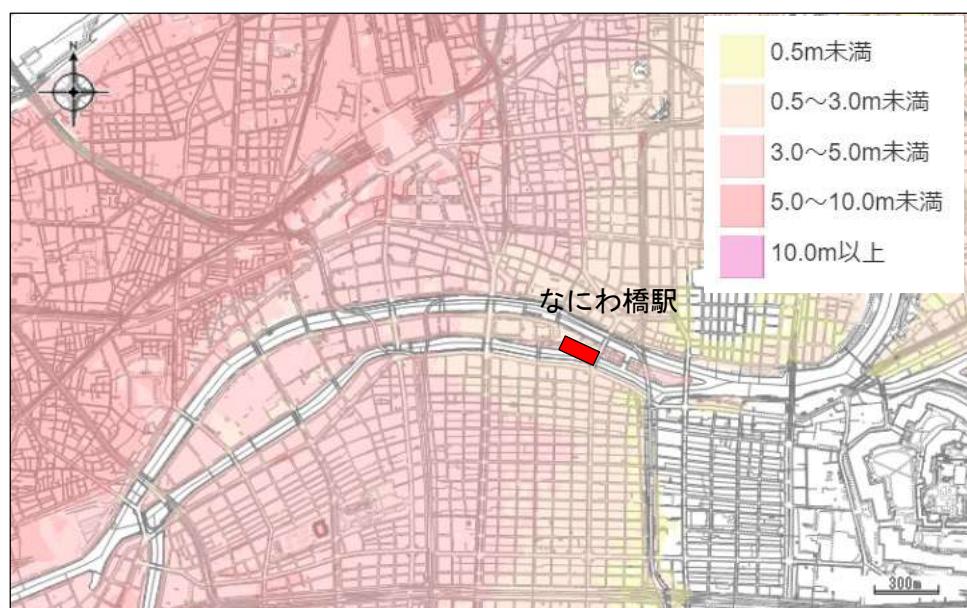
この計画の対象となる避難誘導および浸水の防止に係る浸水想定を以降に示す。

(1) 旧淀川等（大川、堂島川、土佐堀川）洪水



- ・本浸水想定は、大阪市域への高潮警報（又は高潮特別警報）発表に伴い木津川水門・安治川水門・尻無川水門が閉鎖された状態で、京橋地点上流域に想定最大規模（24時間総雨量 683mm、1時間最大雨量 138.1mm）の雨が降った場合のものである。
- ・京橋水位観測所における水位が 3.5m に到達した場合、大阪市が避難指示を発令する。避難指示発令から溢水による洪水到達まで約 3 時間の猶予があると想定されている。

(2) 高潮



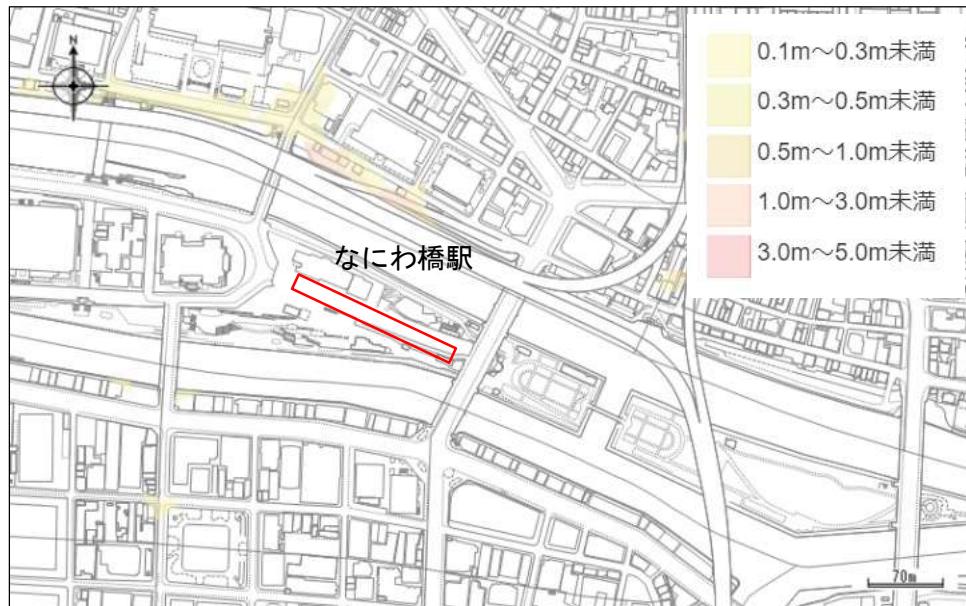
- ・本浸水想定は、想定最大規模の台風（室戸台風級 910hpa）による高潮について、堤防等の決壊など最悪の条件を想定した場合のものである。
- ・高潮警報（又は高潮特別警報）が発表され、大阪市域の予測潮位が危険潮位（OP +5.2m）を超える場合、大阪市が避難指示を発令する。避難指示発令から危険潮位到達まで 3～6 時間の猶予がある。

(3) 津波



- ・本浸水想定は、南海トラフ地震で想定される最大クラスの津波が襲来した場合のものである。
- ・大津波警報（又は津波警報）が発表された場合、大阪市が避難指示を発令する。浸水想定区域に入っていないが、地下施設を経由した浸水等の可能性もある。

(4) 内水氾濫



- ・本浸水想定は、想定最大規模（24時間総雨量 549mm、1時間最大雨量 147mm）の雨が降った場合のものである。

第2部 応急対策計画

1. 防災体制

(1) 浸水および津波対策（営業停止処置）

ア. 台風接近により高潮及び旧淀川洪水による避難指示が発令された場合

すでに計画運休を実施していると考えられるため、残留しているお客様の避難誘導を行う。

イ. 大津波警報が発表または避難指示が発令された場合

大阪府内に大津波警報が発表された場合、または、津波浸水想定区域に避難指示が発令された場合には、隊長は直ちに運転指令および関係各所に通報し、営業停止の処置をとるとともにお客さまの避難誘導を開始する。

ウ. 隊長が駅への浸水または浸水する恐れがあると判断した場合

隊長が駅構内への浸水を確認した場合、または、浸水する恐れがあると判断した場合は、直ちに運転指令および関係各所に通報し、営業停止の処置をとるとともにお客さまの避難誘導を開始する。

(2) 浸水対策（防災設備）

ア. 避難指示等が発令された場合

お客様の避難完了を確認した後に、必要に応じて止水板等の設置を行う。なお、防災設備の設置の暇がない場合は、係員等の安全を考慮し、その旨を運転指令に連絡のうえ、速やかに避難する。

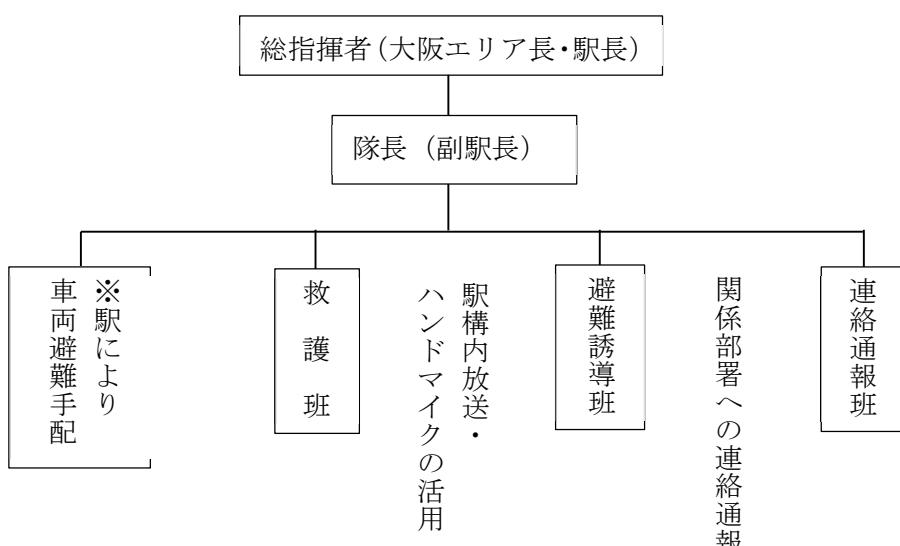
※大津波警報発表時または避難指示発令時は、避難を優先する。

イ. その他の水防資機材

土嚢、懐中電灯、ハンドマイク、トラロープ（ビニールテープ）については、必要に応じて使用する。

（懐中電灯、ハンドマイク、トラロープ（ビニールテープ）、土嚢は駅構内倉庫に保管）

(3) 自衛水防組織の担当および任務分担



2. お客様の避難誘導

(1) 駅構内の残留旅客に対する措置

隊長は、駅構内および地上部の災害状況を把握し、可能な限りお客様を避難経路図（別図-2）に基づき、安全な避難方向の出口へ誘導するとともに地上部の浸水を考慮し、付近の高い建物へ避難するよう案内を行う。また、避難指示等の発令に際しては、構内放送および掲示物による案内を行い、その周知に努める。

(2) 留意事項

駅構内および出入口の浸水状況を把握し、可能な限り別に定める避難経路図に従い迅速に誘導する。その際、身体の不自由な方や、妊婦、お年寄りや子供などには特段の配慮をもって対応する。また、避難誘導時のエレベーター・エスカレーターの使用は、状況に応じ中止とする。（エレベーター内はお客様の有無を必ず確認すること）

3. 情報収集・伝達

台風や局地的豪雨により、河川の氾濫または内水氾濫の恐れがある場合や南海トラフ地震に伴い発生する津波の恐れがある場合、情報伝達経路による情報だけでなくテレビやインターネット、ラジオ等からも情報の収集を行う。

また、駅周辺の状況については、巡視により安全の確認を行うものとする。地上部では防災スピーカーや広報車により避難指示等が伝達されることがあるので、これらのこと踏まえて注意して巡視を行うものとする。

※情報伝達経路については、別図-3 の通りとする。

4. お客様に対する放送および案内の内容

放送文-1 高潮及び旧淀川洪水による避難指示等が発令された場合

構内放送	放送内容（例）
	お客様にお知らせいたします。河川水位の上昇に伴い、大阪市より避難指示が発令されました。 駅係員の誘導に従い階段をご利用のうえ改札口を出て、速やかに付近の高い建物へ避難していただくようお願いいたします。

放送文-2 大津波警報が発表された場合

構内放送	放送内容（例）
	お客様にお知らせいたします。大津波警報が発表されました。 駅係員の誘導に従い階段をご利用のうえ改札口を出て地上へ避難していただくようお願いいたします。

放送文 - 3 隊長が駅への浸水または浸水する恐れがあると判断した場合《内水氾濫を含む》

構内放送	放送内容(例)
	お客様にお知らせいたします。現在地上部は○○の影響により、道路が冠水しております、駅構内も浸水する恐れがありますので、駅係員の誘導に従い階段をご利用のうえ改札口を出て、速やかに付近の高い建物へ避難していただくようお願いいたします。

第3部 防災教育・訓練の計画

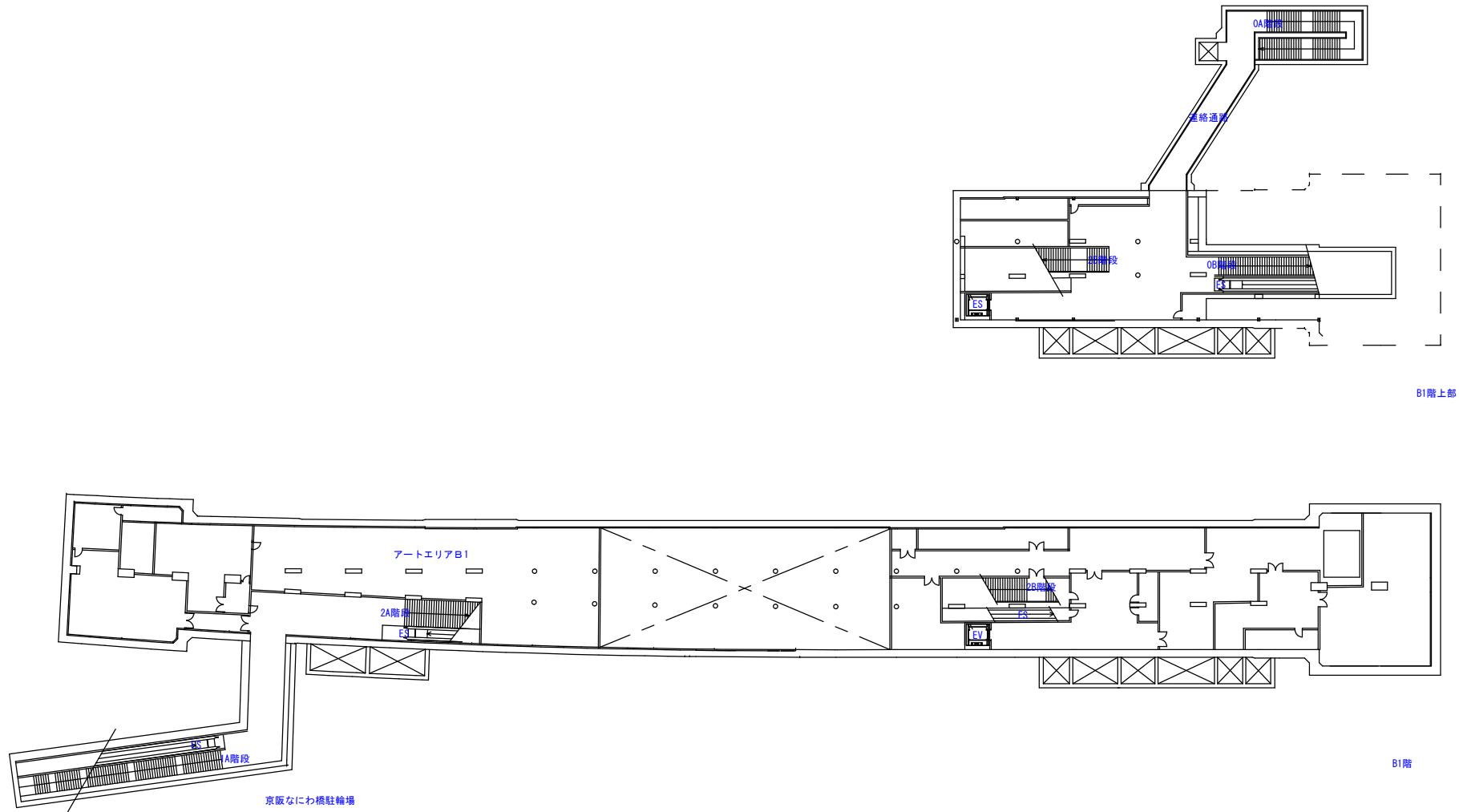
浸水時の被害を最小限にするため、常日頃から勤務者等への浸水対策の啓発・高揚を図るために、自衛水防組織総指揮者は消防計画に定める防火防災教育に準じて、計画的な浸水対策等に関する教育、訓練を実施するものとする。

- ①浸水防止訓練…止水板の操作・設置
- ②情報伝達訓練…情報伝達経路および通報体制の確認
- ③避難誘導訓練…避難経路図に基づく避難誘導（救護含む）

以上

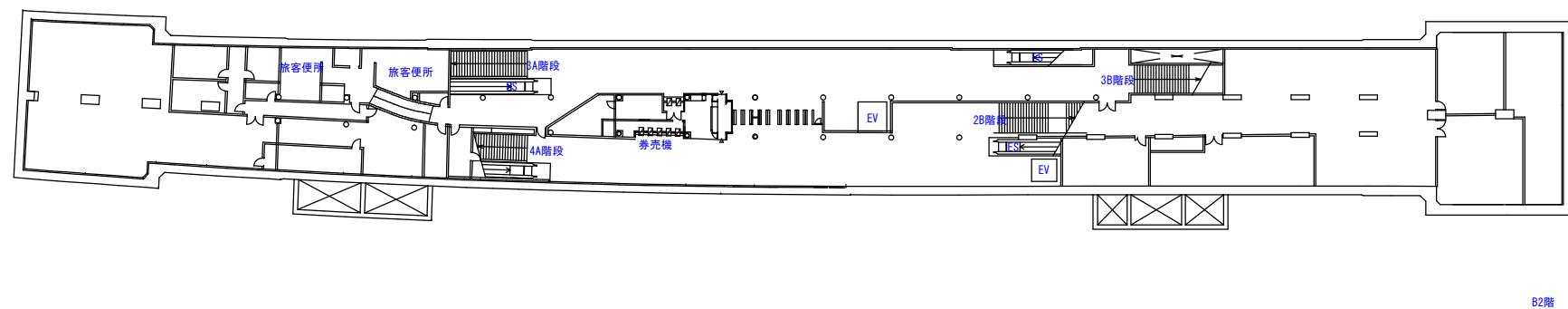
別図 1-(1)

なにわ橋駅(1)



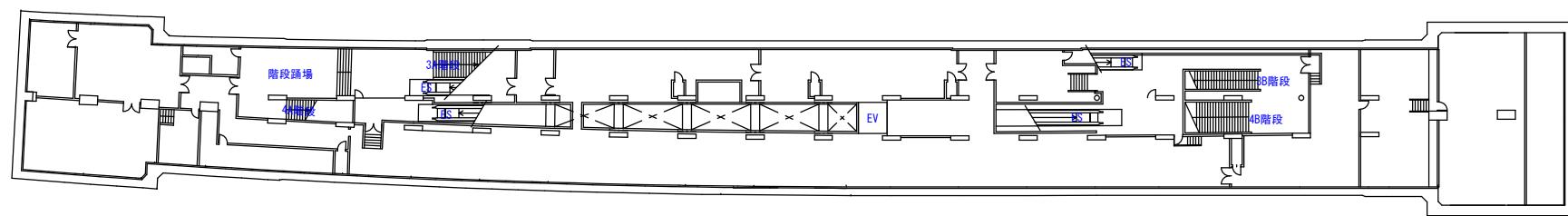
別図 1-(2)

なにわ橋駅(2)



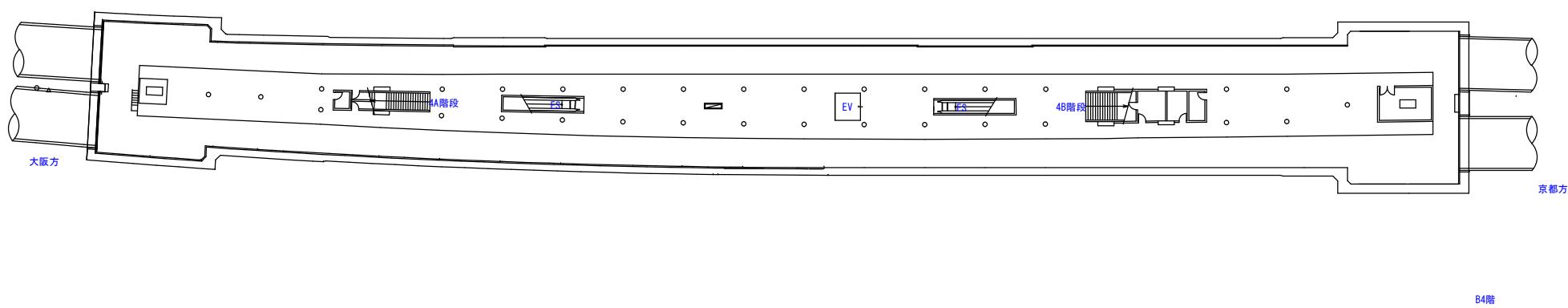
別図 1-(3)

なにわ橋駅(3)

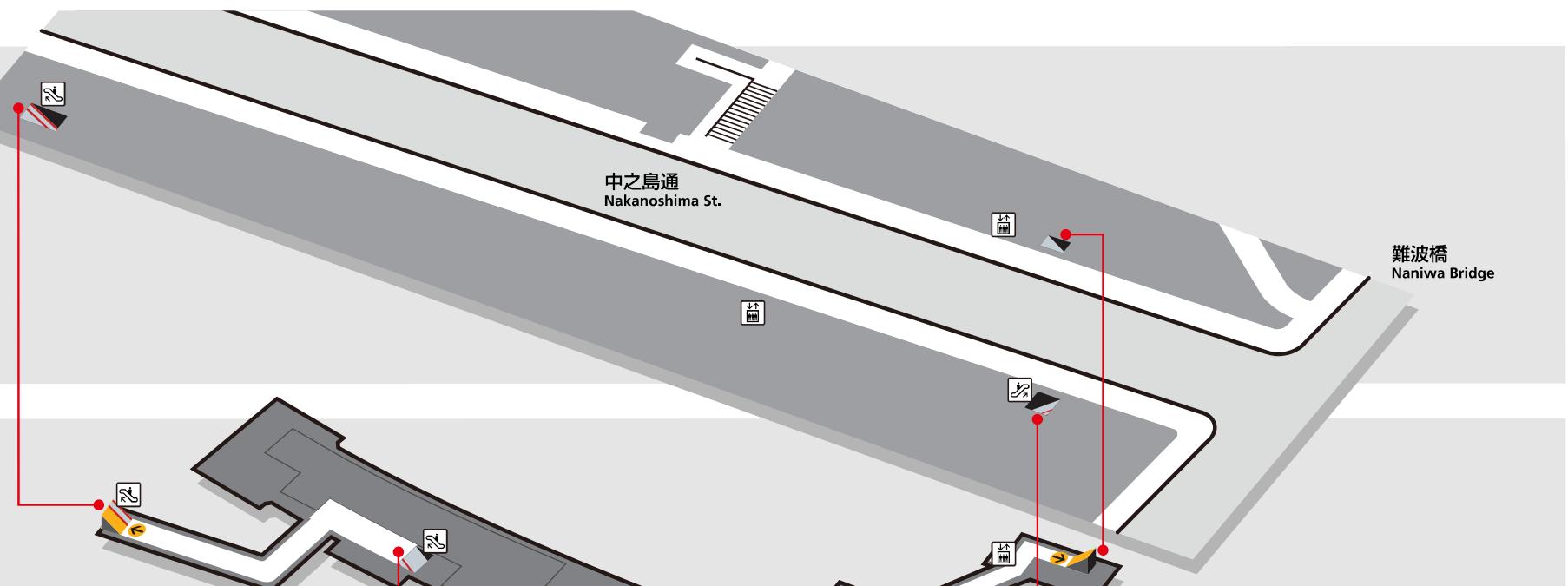


別図 1-(4)

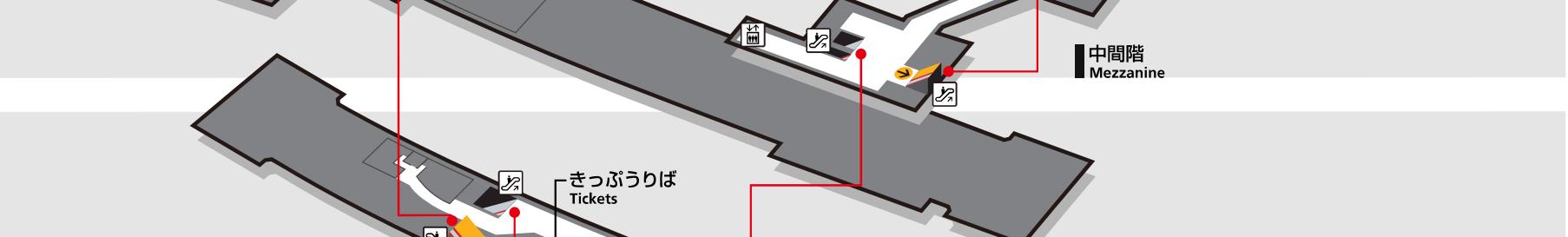
なにわ橋駅(4)



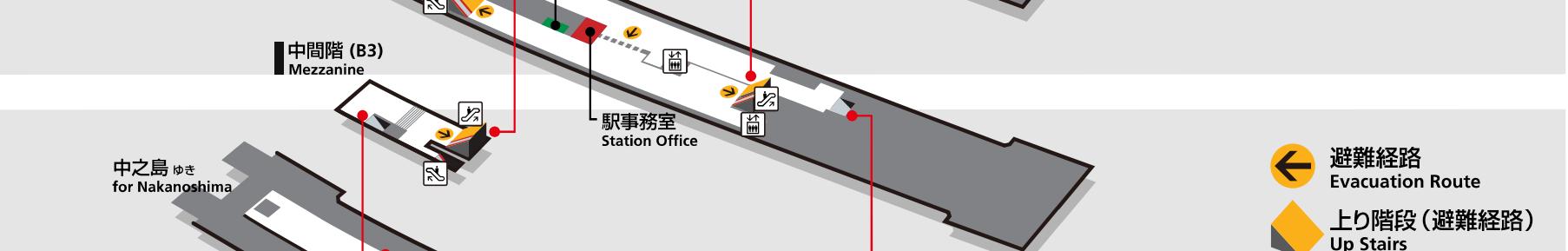
1F



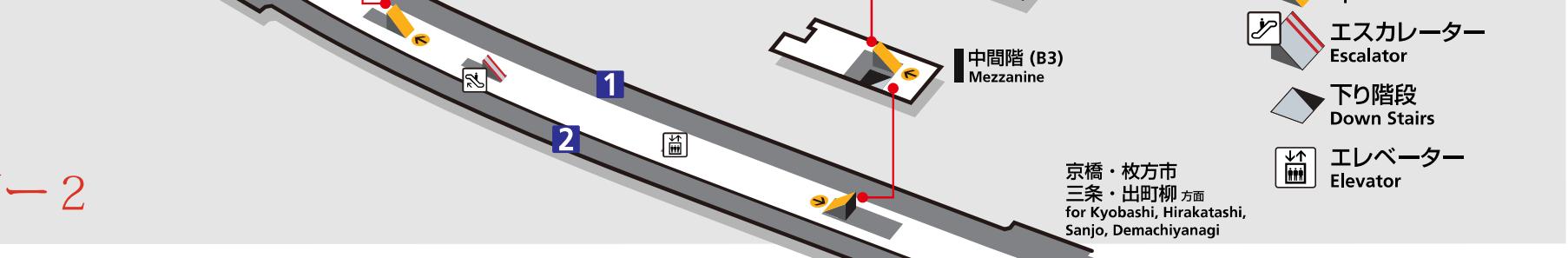
B1



B2



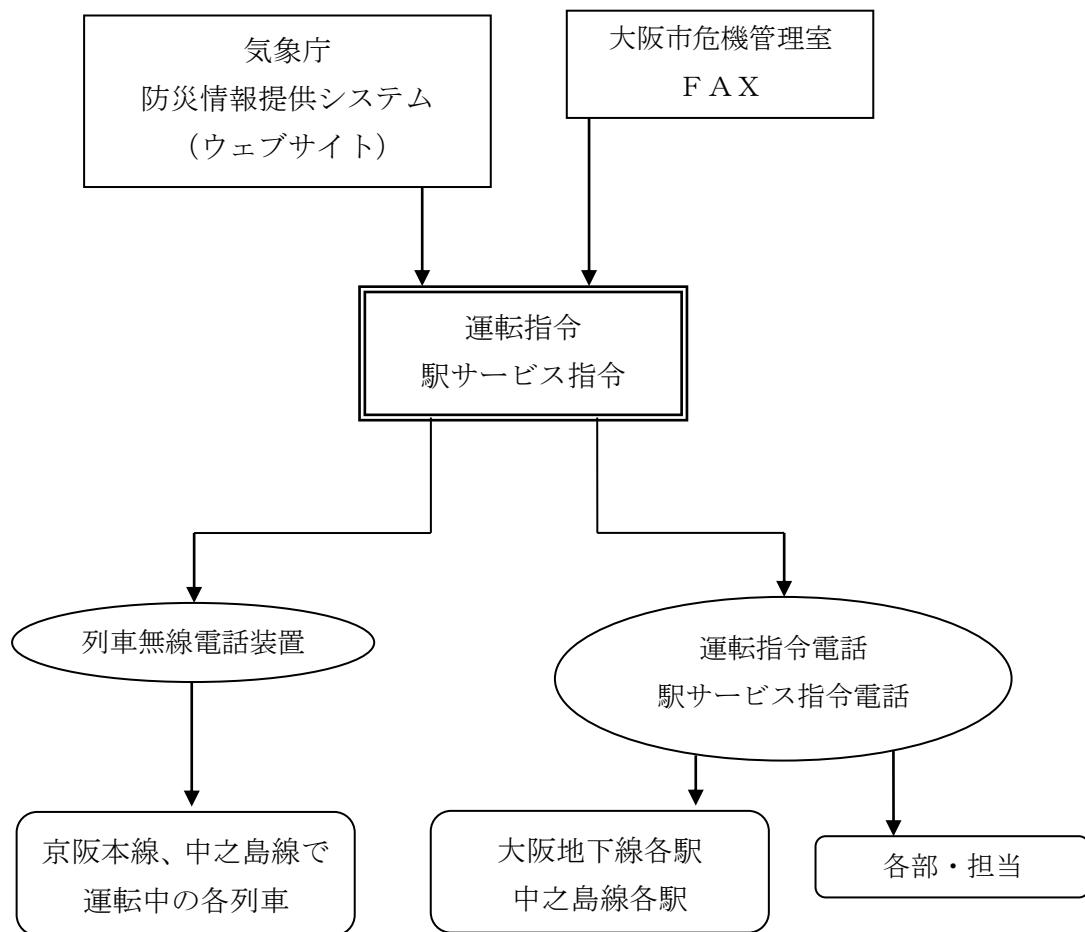
B4



別図一2

別図-3

大津波警報・避難勧告等の情報伝達経路



〈参考：各行政機関ホームページ〉

- ・大阪管区気象台
<http://www.jma-net.go.jp/osaka/>
- ・国交省 近畿地方整備局
<http://www.kkr.mlit.go.jp/>
- ・おおさか防災ネット 大阪市
<http://www-cds.osaka-bousai.net/osaka/index.html>